

令和 3 年 9 月 22 日

議長 大 田 守 殿

議会改革調査特別委員会
委員長 浦 崎 暁

議会改革調査特別委員会中間報告書

本特別委員会に付託のありました調査検討中の事件について、会議規則第 45 条第 2 項の規定により、別紙のとおり中間報告をします。

議会改革調査特別委員会
中間報告書

令和3年9月

議会改革調査特別委員会中間報告

平成 29 年 12 月 25 日、糸満市議会改革調査特別委員会（10 名）が設置され委員長に浦崎 暁、副委員長に金城幸盛が互選された。

本委員会の中間報告に当たり、1. 議会基本条例制定の経緯、2. 条例制定後の取組と今後の課題、3. たゆまぬ改革への期待について述べる。

1. 議会基本条例制定の経緯

本委員会における重要課題となっていたものが、議会基本条例の制定である。議会運営における最高規範であり、長年、市民から強く求められてきた。また、改選前の委員会においても優先事項として挙げられてきた。

同条例制定をめぐる議論については、改選前の委員会における調査や成果を引き継ぎつつ、本市議会独自の条例制定を目指してきた。特に、議論を重ね抽出されたものが、以下 5 つの事項である。

- (1) 「糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱」の策定。
- (2) 隔年度で予算計上されていた公費による会派視察の廃止。
- (3) 政務活動費の増額の要望。
- (4) 政務活動費の領収書をホームページに公開。
- (5) 「糸満市議会政務活動費の手引き」の作成。

これらについて議論を深めていくことを確認し、基本条例制定を目指して本格的に議論が開始された。

さらに委員間のみではなく、時には大田守議長の助言と協力を得つつ円滑に議論を進めることができた。また、議会基本条例制定を求める陳情願者を参考人として招致し意見を聞いた上で、条例制定に当たってはパブリックコメントを実施し広範な市民の意見を募集した。

これらのプロセスを経て、実に条例制定に関連した議論は延べ 20 回にも上り 2 年余が費やされた。

令和 2 年 3 月定例会において、糸満市議会基本条例の制定についてが、全会一致で可決された。議員自ら調査し、議論を重ね条例をつくり上げたことは本市議会初のことであった。

2. 条例制定後の取組と今後の課題

条例が制定されたことで議会改革の取組は終わったわけではない。制定後、現実的に運用する中でこそ、各条文の役割と意義、解決すべき課題が浮き彫りになってくる。

特筆すべきは、政務活動費についてである。全国的にも政務活動費の不適切な支出や使途の問題が相次いでいる。

これらの動きを受け止めて本委員会では、裁判所の判例等も踏まえて議論し、「糸満市議会政務活動費の手引き」も作成した。しかし、全国の判例等は目まぐるしく変わり、常に最新判例とも照らし合わせて手引を見直していくことが望ましいと考える。

さらに、議会改革の大きな目的の一つに議会の情報公開がある。そこで、政務活動費の透明性の確保のために、平成 31 年度分から全ての領収書はホームページで公開されている。しかし、年度末の費用清算後、スムーズに公開するためには領収書の P D F 化等の事務的な課題が浮き彫りになった。

また、市民の知る権利を保障するために、同時に議員の活動を知るために必要なことが、議案等に対する議員の賛否の公表である。議会の情報公開の一環として、市民からも長年強い要望の声が上がっていた。

議案等に対する議員の賛否については、現在、制定された条例に基づいてホームページや議会広報紙で広く公表されているが、常任委員会等における賛否の詳細は公表されておらず、今後議論を持たなければならない。

令和 3 年 6 月定例会においては、反問権の行使をめぐり延会となる事態が発生した。

反問権は、市当局から議員に対し質問するものであるが、地方自治法上規定されているわけではなく、行使する上でかなり限定的なものである。今後、反問権の運用については要綱に基づき議会運営委員会で議論し、市当局と議会が運用についての認識をさらに深めていくことを期待する。

本条例の重点事項として位置づけられているのが第6章緊急事態への対応、第19条緊急事態における議会の体制整備である。令和3年9月15日の本委員会において、具体的な要綱等が決定された。今後の課題としては、要綱等に基づき年に1回程度の災害対策訓練が必要であり、多様な災害や防災体制の状況も踏まえ柔軟に運用するために、定期的に見直す議論も必要となってくる。

コロナ禍において委員会活動についても大きな制約を受けてきた。感染防止のため市民との対話集会の開催が困難になった。ほかにも、議員からの要望が強いタブレット導入によるICT化の議論が進展せず、また、議員間討論の実施や議員による議会広報紙の編集についても早急に議論すべき課題となっている。

以上の課題や問題点は、改選後の委員会の議論に託したい。

3. たゆまぬ改革への期待

議会改革の最大の目的は、二元代表制における議会の機能充実・強化である。市民のニーズをしっかりと受け止めて時代の流れを見極め、継続的に議会改革の在り方を客観的に評価していかなければならない。

そして、最も大事なことは、党派や会派を超えて議員間の自由闊達な政策討議が行われ、課題を共有し、その解決に向けて協力的に取り組むことである。これこそが、議会改革の大きな推進力となり得るのである。

たゆまぬ改革への期待を述べて、結びの言葉に代えたい。

委員会等開催状況（調査検討経過）一覧

	年 月 日	審査及び調査の概要、決定事項
1	平成 29 年 12 月 25 日 (第 1 回委員会)	(1) 正副委員長の互選 委 員 長 浦 崎 暁 副委員長 金城 幸盛
2	平成 30 年 1 月 22 日 (第 2 回委員会)	(1) 前回の議会改革調査特別委員会中間報告について ・平成 30 年 4 月 1 日付けで費用弁償の廃止を決定 (2) その他 ・政務活動費の手引きを作成することを決定 ・議員派遣及び委員派遣の要綱を作成することを決定
3	平成 30 年 2 月 26 日 (第 3 回委員会)	(1) 糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱（案） について (2) 糸満市議会政務活動費の手引き（案）について
4	平成 30 年 3 月 12 日 (第 4 回委員会)	(1) 糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱（案） について (2) 「議会基本条例の制定」についての陳情書
5	平成 30 年 3 月 20 日 (第 5 回委員会)	(1) 糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱（案） について (2) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・継続審査
6	平成 30 年 4 月 23 日 (第 6 回委員会)	(1) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・参考人招致 (2) 糸満市議会の議員及び委員の派遣に関する要綱（案） について
7	平成 30 年 5 月 1 日 (第 7 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて（案）
8	平成 30 年 5 月 11 日 (第 8 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて（案）

9	平成 30 年 6 月 1 日 (第 9 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案)
10	平成 30 年 6 月 21 日 (第 10 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案) (2) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・継続審査
11	平成 30 年 7 月 5 日 (第 11 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案)
12	平成 30 年 7 月 10 日 (第 12 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案)
13	平成 30 年 9 月 11 日 (第 13 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (案) ・「糸満市政務活動費の手引き」委員会案決定
14	平成 30 年 9 月 21 日 (第 14 回委員会)	(1) 糸満市議会政務活動費の手引きについて (2) 会派視察について ・公費による会派視察について、平成 31 年度より廃止 決定 (3) 政務活動費について
15	平成 30 年 9 月 26 日 (第 15 回委員会)	(1) 政務活動費について ・採決の結果、政務活動費について、2 万 5,000 円へ増額 とすることを決定 (2) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・継続審査
16	平成 30 年 12 月 6 日 (第 16 回委員会)	(1) 「糸満市議会政務活動費の手引き」についての全議員への説明会
17	平成 30 年 12 月 19 日 (第 17 回委員会)	(1) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・継続審査

18	平成 31 年 2 月 15 日 (第 18 回委員会)	(1) 政務活動費について ・ 市長からの最終内示が 2 万円に決定したことを報告 (2) 中間報告について ・ 平成 31 年 3 月定例会にて中間報告する旨を決定
19	平成 31 年 3 月 12 日 (第 19 回委員会)	(1) 中間報告について ・ 本会議最終日に中間報告することを決定 (2) 糸満市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例について ・ 本会議最終日に議員提出議案として提案することが決定
20	平成 31 年 3 月 20 日 (第 20 回委員会)	(1) 中間報告について (2) 糸満市議会政務活動費の手引きについて ・ 議長に報告し、本会議最終日に全議員へ配布することを決定 (3) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・ 継続審査
	平成 31 年 4 月 24 日 (那覇市議会視察)	議会改革について (1) 議会基本条例までのプロセス (2) タブレット導入の経緯、導入後の課題や問題点 (3) 議会基本条例制定後の取り組み
21	令和元年 6 月 10 日 (第 21 回委員会)	(1) 那覇市議会行政視察の報告について ・ 配布している案のとおり決定
22	令和元年 6 月 25 日 (第 22 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 第 1 章については案のとおり決定 (2) 「議会基本条例の制定」についての陳情書 ・ 全会一致で「願意妥当」の意見を附し「採択」
23	令和元年 7 月 29 日 (第 23 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 第 2 章～第 3 章については、一部修正で決定
24	令和元年 8 月 5 日 (第 24 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 第 4 章～第 6 章については、一部改めて議論することを含め 決定

25	令和元年 8 月 8 日 (第 25 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 第 7 章～第 8 章について、議論し最終決定
26	令和元年 9 月 2 日 (第 26 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 9 条の議会報告及び市民との意見交換会について「年 1 回」、 11 条の広報広聴の充実について、解説については、案のまま で変更しないことを決定
27	令和元年 11 月 27 日 (第 27 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ これまでの修正箇所及び追加部分について、決定 ・ パブリックコメント（意見聴取）について、案のとおり決定 ・ 前文については、12 月 3 日火曜日までに修正箇所を提出
28	令和元年 12 月 10 日 (第 28 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 前文の修正箇所の提出の説明 ・ 12 月 18 日水曜日に再度、前文について協議する
29	令和元年 12 月 20 日 (第 29 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 字句等整理を要するものは委員長一任
30	令和 2 年 1 月 14 日 (第 30 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 制定に向けての今後の流れについて説明し、委員会で確認
31	令和 2 年 2 月 12 日 (第 31 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 条例案及び解説の修正について、委員会にて決定 ・ 反問権要綱について、次回の委員会まで厚木市・宜野湾市議会 のどちらを選択することを決める
32	令和 2 年 2 月 19 日 (第 32 回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 反問権要綱については、宜野湾市議会の要綱を基本とする。 疑問のあった点については、確認し次回報告

33	令和2年3月11日 (第33回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 反問権実施要綱について、宜野湾市議会実施要綱を一部修正 ・ 議会基本条例について、今定例会にて制定 ・ 3月19日(木)に全議員対象に説明会を開催
34	令和2年3月19日 (第34回委員会)	(1) 議会基本条例について ・ 議会基本条例の制定について、今定例会で制定することを確認 ・ 全議員対象に「議会基本条例」の説明会を行った
35	令和2年6月29日 (第35回委員会)	(1) 糸満市議会反問権実施要綱について ・ 配布した要綱のとおり決定
36	令和2年8月3日 (第36回委員会)	(1) 賛否の公表について ・ 12月議会から全議案賛否の公表をすることで決定(議会だよりへの掲載内容については今後も引き続き審議) ※採決時の取り決めについては議運に諮ることで決定 (2) 糸満市議会反問権実施要綱の施行日について ・ 施行日を令和2年12月1日とし、12月議会から反問権を実施することで決定
37	令和2年9月24日 (第37回委員会)	(1) 緊急事態への対応について ・ 市議会災害対策会議設置要綱及び市議会災害対策対応指針の案を作成し、次回委員会で議論を深めることとなった (2) 反問権の実施について ・ 12月議会から反問権が行使されることに伴い、後日、全議員に対し反問権行使についての説明を行うこととなった
38	令和2年10月15日 (第38回委員会)	(1) 賛否の公表について ・ ホームページについては全議案等を公表し、議会だよりについては全会一致を除く議案等を公表することで決定(公表用のレイアウトは配布資料参照) ・ 起立表決の際に着席しているものは反対とみなすことで決定し、今後、議会運営委員会で申し合わせ事項として諮ることとなった

38	令和2年10月15日 (第38回委員会)	・賛否の意思表示ができないものは採決前に退席を申し出ることとし、会議録に残るように退席の際は挙手のうえ議長に退席の意思表示を行い退席することで決定。今後、議会運営委員会で申し合わせ事項として諮ることとなった
39	令和3年7月16日 (第39回委員会)	(1) 糸満市議会災害対策対応指針及び糸満市議会災害対策会議設置要綱について ・制定に向けての今後の流れについて説明し、委員会で共有 ・各会派にて調整し、後日意見等を持ち寄ることとなった
40	令和3年9月15日 (第40回委員会)	(1) 糸満市議会災害対策対応指針及び糸満市議会災害対策会議設置要綱策定に向けての協議結果報告 ・上記指針及び要綱について、施行日を令和3年12月1日とし、決定 (2) 議会改革調査特別委員会中間報告案の配布と内容の確認依頼について ・各会派にて調整し、後日意見等を持ち寄ることとなった ・次回の委員会開催については、9月17日(金)
41	令和3年9月17日 (第41回委員会)	(1) 議会改革調査特別委員会中間報告案について ・中間報告案の内容について異議がないか確認し、本会議最終日に中間報告することを決定